

【二宮町】 記者発表資料

発表日	令和4年2月10日
担当	健康福祉部福祉保険課長 和田 隆彦
連絡先	0463-75-9289

非課税世帯等への臨時特別給付金について

国の決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

≪住民税非課税世帯≫

対象 基準日（令和3年12月10日）において二宮町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯（生活保護世帯も含む）
※ただし、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等により扶養を受けている場合は対象外

対象世帯数 2,734世帯

案内発送日 2月14日(月)に案内・確認書を発送 ※予定

振込開始日 3月上旬より順次振込予定
(返送された確認書を受領してから概ね3週間後を目安に支給)

その他 町から案内が届かない次の方は個別で申請
・令和3年1月2日～12月10日に離婚し、住民税均等割非課税相当世帯となった世帯
・令和4年1月31日以降に令和3年度住民税均等割非課税世帯となった世帯
・世帯主の死亡または失踪により残された家族が住民税均等割非課税相当世帯となった世帯

≪家計急変世帯≫

対象 申請時点において二宮町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

想定対象世帯数 200世帯

申請受付開始 3月1日(火)

その他 詳細が決まり次第、別途周知

非課税世帯等臨時特別給付金窓口 (☎75-9418)